

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員が安心して業務に従事することによりその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年8月1日～平成31年7月31日までの2年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、男性社員の育児休業の取得率を10%以上にする。

<対策>

- 平成29年 8月～ 「育児・介護休業等に関する規則」の整備、施行
- 平成29年 9月～ 男性も育児休業を取得できることを社員へ周知

目標2 女性社員を対象に、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修へ積極的に参加させる。

<対策>

- 平成29年 9月～ 女性社員への昇格意欲の喚起、諸研修の情報公開

目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対策>

- 平成29年 8月～ 制度の詳細に関する情報収集及び相談窓口の設置
- 平成29年 9月～ 相談体制の整備、社員への周知・啓発の実施

目標4 所定外労働の削減のため、ノー残業デイを設ける。

<対策>

- 平成29年 9月～ 社員の所定外労働時間の実態調査
- 平成30年 4月～ 定期的なノー残業デイの設定及び社員への勧奨
- 平成31年 4月～ 検証